

議案第94号

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年3月3日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 保険料の保険料率等を改定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例

世田谷区国民健康保険条例（昭和34年11月世田谷区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条の4第1号中「100分の8.69」を「100分の7.71」に、「100分の63」を「100分の62」に改め、同条第2号中「49,100円」を「47,300円」に、「100分の37」を「100分の38」に改める。

第15条の8中「650,000円」を「660,000円」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.8」を「100分の2.69」に改め、同条第2号中「16,500円」を「16,800円」に改める。

第15条の16中「240,000円」を「260,000円」に改める。

第16条の4第1号中「100分の2.36」を「100分の2.25」に、「100分の62」を「100分の61」に改め、同条第2号中「16,500円」を「16,600円」に、「100分の38」を「100分の39」に改める。

第19条の2各号列記以外の部分中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同条第1号ア中「34,370円」を「33,110円」に改め、同号イ中「11,550円」を「11,760円」に改め、同号ウ中「11,550円」を「11,620円」に改め、同条第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同号ア中「24,550円」を「23,650円」に改め、同号イ中「8,250円」を「8,400円」に改め、同号ウ中「8,250円」を「8,300円」に改め、同条第3号中「545,000円」を「560,000円」に改め、同号ア中「9,820円」を「9,460円」に改め、同号イ中「3,300円」を「3,360円」に改め、同号ウ中「3,300円」を「3,320円」に改める。

第19条の4第1号ア中「7,365円」を「7,095円」に改め、同号イ中「12,275円」を「11,825円」に改め、同号ウ中「19,640円」を「18,920円」に改め、同号エ中「24,550円」を「23,650円」に改め、同条第2号ア中「2,475円」を「2,520円」に改め、同号イ中「4,125円」を「4,200円」に改め、同号ウ中「6,600円」を「6,720円」に改め、同号エ中「8,250円」を「8,400円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第15条の4、第15条の8、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。